

令和2年5月15日

登録自動車の変更登録手続きについて

登録自動車の所有者の住所、氏名または名称若しくは使用者が変わった時は、道路運送車両法第12条第1項にの規定により、15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないと規定されています。

和歌山県において、「県内在住確認書」の交付を受けた方も、上記により手続きが必要となりますので、手続きのお済みでない方は、当支局で変更登録の手続きを行ってください。

なお、変更登録申請を行うにあたり、下記書類等が必要となります。

- 自動車検査証
- 申請書及び手数料納付書
- 変更内容が確認できる書面（変更の繋がりが確認できる住民票・商業登記簿謄本、戸籍謄本など、発行後3ヶ月以内のもの）
- 所有者及び使用者の印鑑又は委任状
- 自動車保管場所証明書（警察署証明の日から概ね1ヶ月以内のもの）
- 変更登録手数料（検査登録印紙）350円
- ナンバープレートが変わる場合は車の持ち込み。なお、ナンバー変更に伴い、希望ナンバーにする場合は、事前に申し込みが必要。

ご不明な点等がございましたら、和歌山運輸支局（☎050-5540-2065）、軽自動車につきましては、軽自動車検査協会和歌山事務所（☎050-3816-1846）までお問い合わせ願います。

和歌山市湊1160番地の4
近畿運輸局和歌山運輸支局